

香川県条例第 6 号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
（手数料の額） 第 2 条 略 別表第 8（第 2 条関係） <table><tr><th>種 別</th><th>金 額</th></tr><tr><td><u>自動車保管場所証明申請手数料</u></td><td>略</td></tr></table>	種 別	金 額	<u>自動車保管場所証明申請手数料</u>	略	（手数料の額） 第 2 条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく事務 別表第 8 （9）～（11） 略 別表第 8（第 2 条関係） <table><tr><th>種 別</th><th>金 額</th></tr><tr><td><u>1 自動車保管場所証明申請手数料</u></td><td>略</td></tr><tr><td><u>2 自動車保管場所標章交付手数料</u></td><td><u>1 件につき550円</u></td></tr><tr><td><u>3 自動車保管場所標章再交付手数料</u></td><td><u>1 件につき550円</u></td></tr></table>	種 別	金 額	<u>1 自動車保管場所証明申請手数料</u>	略	<u>2 自動車保管場所標章交付手数料</u>	<u>1 件につき550円</u>	<u>3 自動車保管場所標章再交付手数料</u>	<u>1 件につき550円</u>
種 別	金 額												
<u>自動車保管場所証明申請手数料</u>	略												
種 別	金 額												
<u>1 自動車保管場所証明申請手数料</u>	略												
<u>2 自動車保管場所標章交付手数料</u>	<u>1 件につき550円</u>												
<u>3 自動車保管場所標章再交付手数料</u>	<u>1 件につき550円</u>												

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。